
プロジェクト **継続企業に関する会計基準の開発**

項目 **継続企業の前提に関する評価期間の開始日の検討**

本資料の目的

1. 本資料は、継続企業の前提に関する評価期間の開始日について検討を行うことを目的としている。

本論点の検討を行う背景

2. 2025 年 4 月に国際監査・保証基準審議会 (The International Auditing and Assurance Standards Board : IAASB) から公表された、国際監査基準 (ISA) 570 「継続企業」 (2024 年改正) に対応するため、2025 年 12 月に日本公認会計士協会から監査基準報告書 570 「継続企業」の改正 (公開草案) (以下「監基報 570 改正案」という。) が公表されている。
3. 第 541 回企業会計基準委員会 (2025 年 2 月 7 日開催) で確認したとおり、監基報 570 改正案では、継続企業の前提に関する経営者の評価期間が、財務諸表の承認日の翌日から 12 か月に満たない場合、監査人は、経営者に対して、評価期間を少なくとも財務諸表の承認日の翌日から 12 か月間に延長するよう求めなければならないことが提案されている (監基報 570 改正案第 21 項)。当該監基報 570 改正案を踏まえ、第 541 回企業会計基準委員会では、本プロジェクトを報告第 74 号で定めている内容のうち会計に関する定めの内容を基本的にはそのまま移管することとしつつ、継続企業の前提に関する評価期間の開始日については、国際監査基準と整合性を図るべきかどうかについて検討を行うこととしていた¹。

監基報 570 改正案における継続企業の前提に関する評価期間

4. 監基報 570 改正案では、次の要求事項が定められている。

《(3) 経営者に対する評価期間の延長の要求》

21. 継続企業の前提に関する経営者の評価期間が、監査基準報告書第 560 「後発事象」第 4 項(4)に定義されている「財務諸表の承認日」の翌日から 12 か月に満たない場

¹ 第 541 回企業会計基準委員会当時は、監基報 570 の改正は予定されていたものの改正案は公表されていなかったため、国際監査基準に整合させるとしていた。

合、監査人は、経営者に対して、評価期間を少なくとも財務諸表の承認日の翌日から12か月間に延長するよう求めなければならない（A50 項から A52 項参照）。

また、監基報 570 改正案の適用指針では、次のことが記載されている。

《(6) 経営者に対する評価期間の延長の要求》(第 21 項参照)

A50. 継続企業の前提に関する経営者の評価を明示的に要求している財務報告の枠組みの多くは、経営者に入手可能な全ての情報を検討することを要求する最低限の期間について規定している。第 21 項は、評価期間が財務諸表の承認日の翌日から 12 か月に満たない場合には、監査人が経営者に評価期間の延長を要求するよう求めている。この要求事項は、適用される財務報告の枠組みが、継続企業の前提に関する経営者の評価期間を規定していない場合にも適用される。

A51. 監査基準報告書における財務諸表の承認日は、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されており、認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対する責任を認めた日付をいう。適用される財務報告の枠組みは、「財務諸表の承認日」を説明するために他の用語を使用する場合がある。

A52. 監査人は、第 21 項の要求事項の遵守に役立てるため、監査の早い段階で、財務諸表の承認予定日を経営者と協議することを要望する場合もある。認識の相違が生じることを避けるため、監査人は、継続企業の前提に関する経営者の評価が財務諸表の承認日の翌日から少なくとも 12 か月間を対象にすることが想定されている旨の記載を監査契約書に含める場合もある。

会計基準上の取扱いの検討

(検討すべき事項)

5. 継続企業に関する会計基準の開発を行うにあたって、継続企業の前提に関する評価期間の開始日に関して、次の点について検討を行う必要があると考えられる。
 - (1) 継続企業の前提に関する評価期間の開始日を変更するかどうか。すなわち、当該開始日を貸借対照表日の翌日とする現行の取扱いから、財務諸表の承認日の翌日とする監基報 570 改正案の取扱いと整合性を図るかどうか。
 - (2) 仮に継続企業の前提に関する評価期間の開始日を変更する場合、監基報 570 改正案では当該開始日を財務諸表の承認日としているところ、会計基準ではどのような日として定めるか。
 - (3) IFRS 会計基準との関係の整理

(継続企業の前提に関する評価期間の開始日の変更)

論点の検討

6. 監査・保証実務委員会報告第 74 号「継続企業の前提に関する開示について」（以下「報告第 74 号」という。）の 6. 「継続企業の前提に係る評価期間と検討の程度」では、「合理的な期間（少なくとも貸借対照表日の翌日から 1 年間）にわたり企業が事業活動を継続できるかどうかについて、入手可能なすべての情報に基づいて行うことが求められる。」との取扱いが記載されている。

この記載は、2002 年（平成 14 年）1 月に企業会計審議会で改訂された監査基準の前文である「監査基準の改訂について」の 6. 「継続企業の前提について」（2）監査上の判断の枠組みにおいて、「合理的な期間（少なくとも決算日から 1 年間）」とされている取扱いが示されているものと考えられる。

7. ここで、本資料第 3 項に記載のとおり、監査上は、継続企業の前提に関する経営者の評価期間が、財務諸表の承認日の翌日から 12 か月に満たない場合、監査人は、経営者に対して、評価期間を少なくとも財務諸表の承認日の翌日から 12 か月間に延長するよう求めることになる。
8. この点、会計基準において、継続企業の前提に関する評価期間の開始日を監基報 570 改正案と整合性を図ると、次のメリットがあると考えられる。
 - (1) 継続企業に関する前提の評価について、企業の評価期間と監査人が監査で求められる評価期間が整合的になるため、作成者側の継続企業の前提に関する評価の実務や当該評価に係る監査の実務に混乱を招かないと考えられる。
 - (2) 継続企業の前提に関する評価期間の開始日を監基報 570 改正案に合わせる方が、継続企業の前提に関する評価についてのより最新の情報が含まれるため、財務諸表利用者に対してより有用な情報を提供することにつながると考えられる。
9. これに対して、監基報 570 改正案と整合的な取扱いとすると表面上は作成者の負担が増加するデメリットが生じるように見える。しかしながら、会計基準上、報告第 74 号における「合理的な期間（少なくとも貸借対照表日の翌日から 1 年間）」との取扱いを維持したとしても、監査人は、監基報 570 改正案第 21 項により「財務諸表の承認日」の翌日から 12 か月に満たない場合には、監査人は、経営者に対して、評価期間を少なくとも財務諸表の承認日の翌日から 12 か月間に延長するよう求めることを考慮すると、監基報 570 改正案と整合的な取扱いとしても報告第 74 号の取扱いとしても、監査対応まで含めると作成者の実質的な負担は相違ないと考えられる。

事務局提案

10. 本資料第 8 項から前項までを踏まえると、継続企業の前提に関する評価期間の開始日を監基報 570 改正案と整合させる方が利点は大きいと考えられるため、継続企業の前提に関する評価期間の開始日を監基報 570 改正案と整合性を図ることが考えられる。

(継続企業の前提に関する評価期間の開始日をどのような日として定めるか)

論点の検討

11. 仮に前項の事務局提案のとおり、継続企業の前提に関する評価期間の開始日を監基報 570 改正案と整合性を図る場合、会計基準においてどのような日として定めるかが論点となる。
12. 監基報 570 改定案は、監査基準報告書 560「後発事象」(以下「監基報 560」という。)における評価期間の末日である「財務諸表の承認日」を継続企業の前提に関する評価期間の開始日と定めている。この点、当委員会の会計基準では、企業会計基準第 41 号「後発事象に関する会計基準」(以下「後発事象会計基準」という。)において後発事象の評価期間の末日を定めており、当該評価期間の末日は「財務諸表の公表の承認日」と定めている。
13. ここで、後発事象会計基準における「財務諸表の公表の承認日」とは、財務諸表を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人が公表を承認した日付を指すものと考えられる(後発事象会計基準 BC16 項)。一方、監査基準報告書における「財務諸表の承認日」とは、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されており、認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対する責任を認めた日付をいう(監基報 560 第 4 項(4))。
14. 監基報 560 では、財務諸表の公表の承認日と財務諸表の承認日の関係は明らかにされていないが、監基報 570 改正案 A51 項では「監査基準報告書における財務諸表の承認日は、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されており、認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対する責任を認めた日付をいう。適用される財務報告の枠組みは、「財務諸表の承認日」を説明するために他の用語を使用する場合がある。」と記載されている。

この点、「財務諸表の公表の承認日」は、財務諸表を公表することを承認する権限を有する者が財務諸表の公表を承認した日付であることから、当該承認日までに、少なくとも関連する注記を含むすべての財務諸表が作成されており、公表の承認を行っていることから、財務諸表に対する責任を認めていることになると考えられるため、双方は類似する概念であると考えられる。
15. 他方、会計基準で新たに継続企業の前提に関する評価期間の開始日を定める場合、会計基準における内的整合性を考慮する必要があると考えられる。当該内的整合性の観点からは、後発事象会計基準における後発事象の評価期間の末日である「財務諸表の公表の

承認日」を継続企業の前提に関する評価期間の開始日として定めることが適当であると
考えられる。

また、会計監査人設置会社において会計監査人により監査される計算書類及び附属明
細書（以下「計算書類等」という。）又は連結計算書類においては、後発事象に関する会
計基準の適用指針第 4 項における後発事象の評価期間の末日である「企業が一般に公正
妥当と認められる企業会計の基準及び会社計算規則に準拠して計算書類等又は連結計算
書類を作成する監査契約上の責任を果たしたことを確認した日」（確認日）を継続企業の
前提に関する評価期間の開始日として定めることが適当であると考えられる。

事務局提案

16. 本資料第 11 項から前項までを踏まえ、継続企業の前提に関する評価期間の開始日につい
ては、次のとおり定めを設けることとしてはどうか。

- (1) 継続企業に関する会計基準において、原則として、「財務諸表の公表の承認日」とす
ることを定める。
- (2) 継続企業に関する適用指針において、計算書類及び連結計算書類においては、「確認
日」とすることを定める。

なお、(1)の原則的な取扱いは、継続企業に関する会計基準に定めを設け、(2)の計算書
類及び連結計算書類の取扱いは、継続企業に関する会計基準の適用指針に定めを設ける
ことが考えられる。

(IFRS 会計基準との関係の整理)

17. IFRS 会計基準においては、IAS 第 8 号「財務諸表の作成基礎」6L 項²において「継続企業
の前提が適切であるかどうかを検討するにあたり、経営者は、将来（少なくとも報告期間
の期末日から 12 か月は必要であるが、それに限定されない。）に関するすべての入手可
能な情報を考慮に入れる。」と定められており、現状では、ISA 570 の評価期間の定めと
は一致していない。また、今後 ISA 570 に合わせる改正が行われるかどうかは現時点で
は明らかでない。

この点、国際会計基準審議会（IASB）は、2025 年 5 月に教育的資料「継続企業一開示
における焦点」が再公表され、次のことが示されている。

² 現行の IAS 第 1 号「財務諸表の表示」では第 26 項に記載がある。

「国際監査・保証基準審議会による国際監査基準（ISA）570「継続企業」（2024年改正）は、企業の評価が財務諸表の承認日から12か月に満たない場合、監査人は、経営者に対して評価期間を延長するよう求めることを要求している。報告期間の末日から12か月間よりも長い期間を考慮することは、IAS第8号（IAS第1号）が最低限の期間を定めていて上限を定めていないという要求事項と矛盾しない。」

18. 前項のとおり、IASBがIAS第8号（IAS第1号）について国際監査基準（ISA 570）と整合性を図っていない理由は、積極的な理由によるものではないと考えられるため、我が国の継続企業に関する会計基準において、現在のIAS第8号と整合させる積極的な理由はないと考えられる。
19. 一方、我が国の継続企業に関する会計基準において、継続企業の前提に関する評価期間の開始日を本資料第16項(1)及び(2)のとおり定めたとしても、IAS第8号（IAS第1号）が最低限の期間を定めていて上限を定めていないという要求事項と矛盾しないため、IFRS会計基準との整合性の観点から特段の問題は生じないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

本資料第10項及び第16項の事務局提案についてご意見を伺いたい。

以 上